

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

国の審議会（液化石油ガス流通ワーキンググループ）における資料等について  
(お知らせ)

標記審議会が下記のとおり開催され、その資料が経済産業省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮ではございますが、同資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

### 記

【経済産業省ホームページアドレス】

○資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会

液化石油ガス流通ワーキンググループ(第7回) : 令和5年11月22日(木)開催

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen\\_nenryo/sekiyu\\_gas/ekika\\_sekiyu/007.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/007.html)

〔主な審議内容〕

前回(7月24日)の本WGにおいて、販売事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費と関係のない設備の費用をLPガス料金に計上することの禁止等、液化石油ガス法に係る制度見直しの方向性が提示されました。

本WG及びその後の関係者と経済産業省との意見交換において、

- ・ 制度改正を見据えた抜け駆け行為を許さない意識や環境づくりの必要性
- ・ 不動産オーナーや不動産関係事業者、住建メーカーに対する周知の必要性
- ・ 国土交通省等関係省庁と連携した取組強化の必要性

等、様々な意見が出されたことを踏まえ、11月22日開催された本WGにおいては、年内目途のWG報告書とりまとめに向け、以下の点について議論が行われました。

〔前回示された3つの方向性〕

- ・ 過大な営業行為の制限
- ・ 三部料金制の徹底
- ・ LPガス料金等の情報提供



〔今回の議論〕

- ① 実効性確保策の具体化
- ② 制度見直し内容の詳細
- ③ WG取りまとめ報告書に盛り込むべき事項

※詳細についてはWG資料3参照

当協会より、委員として高橋流通委員長及びオブザーバーとして村田専務理事が出席し、概略、以下の発言を行いました。

## 【主な発言】

### ○通報フォームの開設

通報した結果、法令による取り締まりに至る間のプロセスに多くの時間を要するのでは、解決ツールとしての機能として力不足となるおそれがある。違法か否かについての慎重な見極めも必要であるが、いわゆるグレーの案件についても、案件を特定せずに類型としてオープンにして当局が注視しているということを明らかにすれば、一定の抑止力となる。

特に、現在、制度改正を見越した駆け込み的な動きがあるため、抑制策として早く動くべきである。

また、通報された案件において、不動産業界関係者の関与があるものについては、国土交通省における取り組みを取ることを担保したスキームとすべきである。

### ○自己適合宣言

単なる法令遵守、あるいは消費者を大切にするといった抽象的な宣言とならないよう、宣言する具体的内容、宣言の実施を担保する体制などについて、当局として明確に注文を付けるように工夫すべきである。

特に、過剰投資の点がポイントとなるが、これまで問題事例として挙げられたものを例示し、それは不適切であるかとの見解を問いただした上での宣言とするべきである。

また、自己適合宣言としての適格性に欠けると判断される場合には、資源エネルギー庁ホームページへの公表は見送るべきである。

### ○不動産業界との関係

LPガス業界だけで解決はできない問題であり、国土交通省との連携強化により、不動産業界及び関連する建設業界なども視野に入れて、穴がないように対応することが必要である。

特に、今回の制度改正措置の実効を上げるため、不動産業界側への措置について法令上のものを含めて検討すべきである。

また、賃貸集合住宅のオーナーへ今回の制度改正を周知して、頭の切り替えを図ってもらうように措置すべきである。

### ○法令執行・取り締まり体制の整備

都道府県等自治体の液石法対応体制は、保安面に重点が置かれてきた経緯があり、今回の制度改正を踏まえ、取引の適正化についてもしっかりと軸足を置いた取り組みとなるよう促すべきである。

問題案件は、公正取引委員会への通報体制も整備すべきである。

### ○三部料金制の徹底

設備費の外出し明示が、料金の透明化を図る上で今回の制度改正のポイントであり、基本料金、従量料金に入り込まないよう基本料金、従量料金については定義を

改めて精査して規定すべき。

なお、消費者の安全を守るために重要となるガス警報器の設置低下を惹起しないよう、ガス警報器については、基本料金への算入を認めるよう明示すべきである。

三部料金制の徹底に当たり、既存契約についての経過措置を設けることは、妥当な措置である。

また、新規契約への新制度施行を公布後1年に前倒しすることは、制度施行前の駆け込み的な動きを抑止するために有効であると認識している。

他方、既存契約であっても、三部料金制への移行が必要となるため準備が必要となるので、定義など細部を早く明らかにすべきである。

## ○貸付配管問題

取引の適正化・料金の透明化の問題の背景として、長年にわたる商慣行としての貸付配管問題があり、販売事業者切り替えの抑止のための方策となってきた経緯がある。

切り替え時の消費者とのトラブルの温床となる貸付配管の慣行は、ビジネス上のリスクでもあり、LPガス業界に対するマイナスイメージの象徴とも言える。

配管は、最初のガス供給契約の際に、建物の所有者が買い取ることで配管の所有権を建物所有者に移転し、トラブルの根を根絶するのが本来的に望ましいと考える。

今回の制度改正を契機に、制度改正後の新規契約からは、配管を建物所有者の所有物と位置付けるよう推奨していくべきではないか。

これにより、建物の所有者が自らの判断基準（LPガスの価格なのか、保安等の信頼度なのかなど）に基づき販売事業者を自由に選択、切り替えることが可能となり、取引の適正化・料金の透明化につながる事となる。

なお、配管を建物所有者の所有物とすれば、現在、解釈通達にある切り替え時のいわゆる1週間ルールも撤廃あるいは短縮の方向で見直すことが可能となり、合理化・効率化に資することとなる。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、岩田